

第4章 子ども・若者の成長を
社会全体で支える
環境づくり

第4章 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

第1節 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上の推進

1 家庭の教育力向上のための支援の推進

家庭は、子どもの健やかな育ちの基盤である。一方、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会の減少など、子育てや家庭教育を支える環境が変化している。このため、社会全体で家庭教育を支えることが求められている。

県教育委員会は、「あおり家庭教育支援総合事業」により、地域全体で家庭教育を支援していく気運を高めるとともに、親の育ちを応援する学びの機会の充実や支援のネットワークづくりを行い、家庭教育を支援する取組を推進している。

(1) あおり親楽プログラム

家庭教育の今日的な課題に対応するために、子どもの理解や親子の関わり方等、子育てに必要な知識や技術について、参加者同士が身近なエピソードをとおして話し合い、主体的に学ぶ参加型の学習プログラム「あおり親楽プログラム」を平成24年度から作成している。（平成24年度「乳幼児・小学生編」、平成25年度「中・高校生編」、平成26年度「支援者編」、平成28年度「特別編～乳幼児期（0～3歳）の生活習慣～」、平成29年度「特別編2～幼児期（4～6歳）の生活習慣～」）。

令和2年度は、新しいプログラムを追加するなどして「乳幼児・小学生編」の改訂版を作成した。

（第2-4-1図）また、プログラムの進行役となる「あおり家庭教育アドバイザー」を養成し、市町村教育委員会やPTA等の希望により研修会等へ派遣している。（「あおり家庭教育アドバイザー」の養成・派遣については、第2部第4章第2節1（3）青少年のための施設の整備「青森県総合社会教育センター」に掲載）

第2-4-1図 あおり親楽プログラム



(2) あおり家庭教育応援フェスタ

地域が一体となって子どもたちを育むことについて学びを深める講演会、あおり家庭教育アドバイザーによる「あおり親楽プログラム」を活用した特別講座及び様々な家庭教育支援に関する情報提供を通して、家庭教育についての理解と認識を深め、地域全体で家庭教育を支援する意義や必要性についての普及・啓発を行っている。

(3) 青森県家庭教育支援ネットワーク形成研修会

社会全体で家庭教育を支援するため、家庭教育支援に関わる人々（家庭教育支援チーム関係者、家庭教育支援・子育て団体関係者、あおり家庭教育アドバイザー等）が一堂に会し、家庭教育の今日的な課題等について学習するとともに、家庭教育支援関係者等と市町村職員のネットワークを広げ

るための研修会を開催している。

(4) 家庭を支える連携・協働セミナー

市町村教育委員会、市町村児童福祉担当課等をはじめとする、家庭教育支援に携わる人々が予防的・早期対応型の家庭教育支援の体制構築の必要性、家庭教育の今日的な課題等について学習し、地域における家庭教育支援の充実を図るためのセミナーを開催している。

【参考】 家庭教育支援チーム

家庭教育支援チームは、地域の学校や公民館などを活動拠点に、子育てサポーターや民生委員、保健師等様々な地域の人や専門家が関わりながら、子育てや家庭教育に関する相談に乗ったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりしている。学校や地域、教育委員会、福祉関係機関等と連携しながら、子育てや家庭教育をサポートしている。

【登録チーム（令和3年9月現在）】

- ・今別町家庭教育支援チーム
- ・鱸ヶ沢町家庭教育支援チーム 「鱸ヶ沢町子育てサポートセンター」
- ・青森市家庭教育支援チーム 「青森市家庭教育サポーター連絡会」
- ・子育て応援推進委員会（横浜町）
- ・八戸市家庭教育支援チーム 「八戸市城北家庭教育支援チーム」
- ・つがる市家庭教育支援チーム 「つがる絆プロジェクト」
- ・おいらせ町家庭教育支援チーム 「しるくはあと」
- ・五戸町家庭教育支援チーム 「五戸町家庭教育応援隊」

2 家庭や地域との連携・協働による学校づくりの推進

本県の学校教育においては、子どもたちが社会の中で自立した人間として成長できるよう、「確かな学力の向上」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」を重要な教育課題としており、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな幼児児童生徒の育成が重要である。

本県では、これまでも、子どもたちが社会の中で自立した人間として成長できるよう、自ら学び自ら考える力などの確かな学力、人権を尊重するとともに他人と協調し他人を思いやる心などの豊かな人間性、困難を乗り越えていくたくましい心と健康や体力など、生きる力を育む教育の推進に取り組んできている。

社会の変化は、人間の予測を超えて加速度的に進展し複雑で予測困難となり、職業や人生の選択によらず、全ての子どもたちの生き方に影響するものとなっている。このような時代に生きる子どもたちが、答えのない課題に対して受け身になることなく、主体的に関わり合ったり、多様な他者と協働したりしながら目的に応じた納得解を見いだすことができるよう必要な資質・能力を育成する教育が求められている。

そのためには、教育は人づくりという視点に立って、一人ひとりの子どもの未来を見据え、幼児期から小・中・高等学校までの12年間を見通した学校教育の推進と、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校・家庭・地域が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、計画的、組織的、継続的に取り組む必要がある。

(1) 家庭・地域と一体となった学校の活性化

ア 地域の多様な人財の参画による教育支援の充実

学校が多様な要請に応えつつ、特色ある教育を推進していくためには、教育の様々な分野において、地域の多様な人財の参画による教育支援の取組を積極的に進めることが有効である。

県教育委員会は、平成23年度から国庫補助事業を活用し、市町村が授業の補助、読み聞かせや環境整備、登下校の見守りなどについて、地域住民がボランティアとして学校をサポートできるよう「学校支援地域本部（学校支援センター）」の設置に取り組み、学校支援コーディネーターが中心となって、地域住民など豊かな社会体験を持つ外部の人財などを活用し、学校・家庭・地域の連携による様々な取組が行われるよう支援を行った。

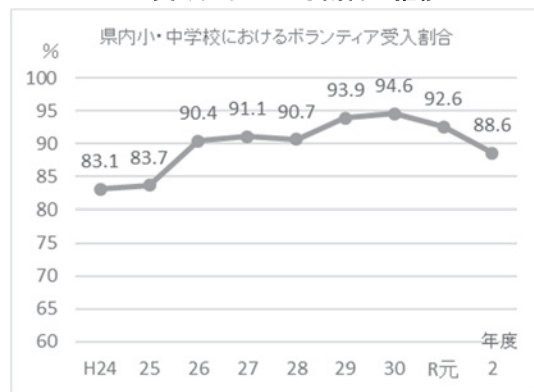
令和2年度に県内小中学校でボランティアを受け入れている割合は88.6%となっている。（第2-4-2図）

平成27年度からは、域内の子どもたちの土曜日の教育活動充実のため、多様な経験や技能を持つ人財・企業等の協力により、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する取組を支援し、教育支援体制の構築を図った。

平成29年度からは、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することを目的として、幅広い地域住民等の参画による多様な活動を継続的、安定的に実施する体制づくりを支援している。

また、多様な形態による地域学校協働本部のモデルを設置し、その普及を図るとともに、地域学校協働活動推進員や教職員等を対象とした研修会を県内6地区で開催し、地域学校協働活動の理解と啓発を進めている。

第2-4-2図 県内小・中学校でボランティアを受け入れている割合の推移



出典：生涯学習課「令和2年度 学校と地域との連携に関するアンケート調査」

イ 地域とともにある学校づくりと学校評価

学校評価は、子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組である。「学校評価ガイドライン」では、学校評価の実施手法を次の三つの形態に整理している。

- (ア) 各学校の教職員が行う評価【自己評価】
- (イ) 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価【学校関係者評価】
- (ウ) 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価【第三者評価】

地域とともにある学校づくりを進めていく上で、学校関係者評価は、学校の現状と課題について学校と保護者・地域住民等の共通理解や信頼関係を深め、相互の信頼関係や連携・協働を促すコミュニケーション・ツールとして、また、教育活動その他の学校運営の改善を目的とした学校と保護者や地域住民との「協働の場」として活用されることが期待されるものである。

また、平成29年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置が努力義務化されたことを踏まえ、同法第47条の6の規定に基づき、平成30年2月「青森県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則」を定め、平成30年度から県立特別支援学校に学校運営協議会を設置した（平成30年度1校、令和元年度3校、令和3年度7校）。

学校運営協議会の機能としては、(1)校長が作成する学校運営の方針を承認する、(2)学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる、(3)職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について意見を述べるができる、が挙げられる。

学校運営協議会が設置された学校においては、学校や児童生徒の教育に対する保護者・地域住民等

の理解が深まり、相互に連携・協働する場面が増え、教育課程の充実につながる効果的な地域連携の取組が増えるなど、学校運営の改善に向けた効果が期待される。

3 地域の教育力向上のための取組の推進

(1) 放課後の居場所づくりの推進

○ 新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人財を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、「放課後子ども教室」と「放課後児童健全育成事業（以下、放課後児童クラブという。）」の一体的な実施を推進する「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、両事業の整備を進めている。

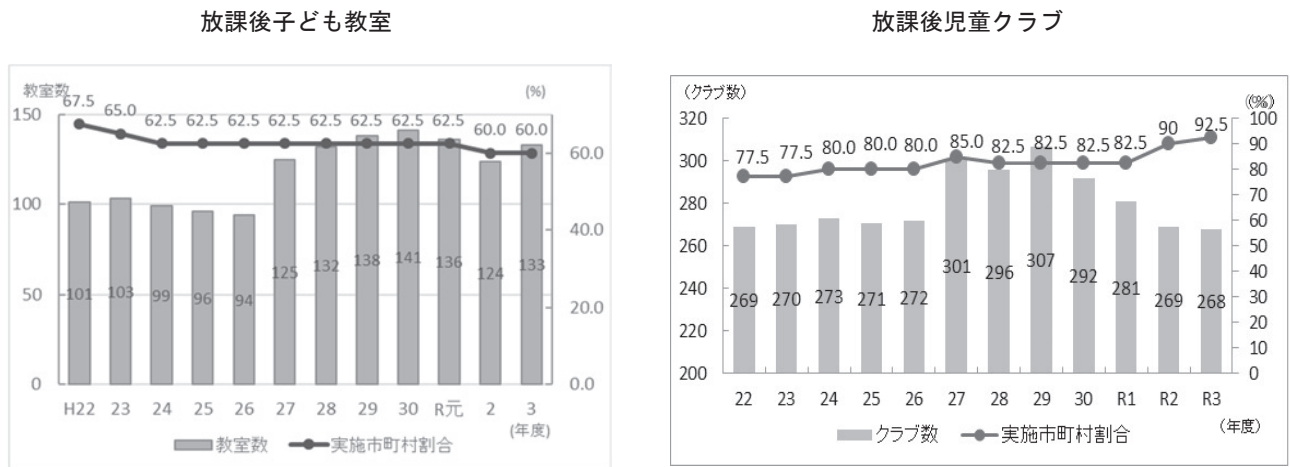
県では、「放課後子ども教室」を教育庁生涯学習課、「放課後児童クラブ」を健康福祉部こどもみらい課がそれぞれ所管し、市町村の取組を支援している。また、両課が連携して放課後対策の総合的な在り方について検討する推進委員会を設置するとともに、放課後子ども教室関係者と放課後児童クラブ関係者を対象とした指導員等研修を実施し、同プランを推進している。

地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う「放課後子ども教室」は、令和3年5月現在、24市町村で133教室（中核市の青森市23教室、八戸市の6教室を含む。）が行われている。

共働き家庭など保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後などにおいて、学校の余裕教室や児童館などを利用して遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」は、令和3年5月現在、35市町村で268か所（中核市の青森市51クラブ、八戸市の47クラブを含む。）で実施され、14,952人の児童が登録されている。（第2-4-3図）

「放課後児童クラブ」については、平成27年4月から、対象となる児童の年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とするとともに、職員の資格、職員数等の具体的な基準を定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）や「放課後児童クラブ運営に関する指針」（平成27年3月）に基づき、児童の生活の場としての質の向上を図っている。

第2-4-3図 「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の開設状況の推移（中核市含む）



(2) 地域が支えるキャリア教育の充実

ア 社会教育を核とする地域ネットワーク活用促進事業（キャリア教育の推進）

学校と企業・NPO等を結ぶ窓口となる「青森県教育支援プラットフォーム」の各地区（6地区）におけるネットワークを活用し、地域産業による教育支援活動等により、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるキャリア教育を実施している。

イ 地元企業と学校のネットワーク会議の開催

学校、企業、教育支援プラットフォーム、地域学校協働本部等の関係者が「顔の見える関係」を築き、地域における未来をつくる人財像を共有するため、各地区においてネットワーク会議を開催し、意見・情報交換を行う（各地区1回実施）。

(イ) 「我が社は学校教育サポーター」への新規登録及び登録企業の周知

各関係機関と連携して情報収集しながら、新たに「我が社は学校教育サポーター」に登録する企業を新規開拓する。また、「我が社は学校教育サポーター」に登録されている企業について、学校等へ周知し、企業による教育支援活動の一層の充実を図る。

(ウ) 教育支援活動展示会の開催

企業による教育支援活動を県民に周知することを目的に、教育支援活動展示会を開催し、各企業による教育支援活動及びキャリア教育実践活動の活性化を促進する（各地区1回実施）。

イ 高校生のための講演会

県教育委員会では、青少年のキャリア教育の充実を図ることを目的として、東京及びその近郊に在住する本県出身者や本県にゆかりのある著名人を講師に、高校生を対象とした講演会事業に対して助成を行っている。

令和3年度は、県内の高等学校6校で講演会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。

(3) 子どもの読書活動の充実

令和元年度に策定した「青森県子ども読書活動推進計画（第四次）」に基づき、読書に親しみ自主的に読書活動をする子どもたちを育てるため、子どもが読書に親しむ機会の充実、環境の整備・充実、理解と関心の普及啓発を進める取組を展開している。

ア あおもりの中学生・高校生による『大切なあなたへ薦める青春の一冊』

県内の中学生・高校生を対象に仲間や友だちなどに薦めたい一冊の本の紹介文を募集し、優秀作品を表彰している。

【令和3年度の実績】

募集期間：令和3年7月1日～9月17日

応募数：4,523点（中学生の部：36校1,036点、高校生の部：31校3,487点）

イ 子どもの読書活動推進大会

広く県民が子どもの自主的な読書活動の意義や重要性について理解と関心を深め、家庭・地域・学校を通じた社会全体で子どもの読書活動を推進する気運の醸成を図るため、学校の教職員並びに保護者、市町村職員、読み聞かせ団体及び一般県民を対象に開催している。

【令和3年度の実績】

日時：令和3年12月12日

場所：つがる市生涯学習交流センター松の館

内容：講演「大好きな本の話～みなさんの質問にも答えます～」

講師 朝井 リョウ 氏 進行 境 香織 氏

参加者：180人

(4) 地域活動の向上に向けた人財の育成

ア 社会教育を核とする地域ネットワーク活用促進事業（社会教育主事の資質・能力向上と地域課題の解決）

様々な立場から社会教育活動を支援していく人財を育成し、地域の活性化を図るため、市町村の社会教育主事等の資質・能力向上を図り、首長部局、企業、NPO団体、地域づくり団体等の地域ネットワークを活用した事業の企画・実践に取り組んでいる。

(ア) 地域課題解決スタートアップ研修会の開催

市町村の社会教育主事を始めとする社会教育関係職員（以下、社会教育主事等）、首長部局、企業、地域住民等が、地域の活性化を図る取組の方策について考えるワークショップを行い、実施可能な事業について検討する。

(イ) 事業の企画・実践

社会教育主事等、首長部局、企業、地域住民等で構成される実行委員会が、多面的な視点で、地域に関わる課題を解決したり、地域の良さを生かしたりするための事業を企画・実践する。

(ウ) 地域課題解決フォローアップ研修会の開催

実行委員会による実践発表及び事業成果を域内の市町村へ波及させるための意見交換を行う。

第2節 県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりの推進

本県の未来を担う青少年の健全育成に関わる民間活動の中核として、青少年の社会参加の促進・地域社会の環境浄化運動の促進・青少年の非行防止活動などの県民運動を実施している「青少年育成青森県民会議」と協働し、県民一人ひとりが地域の住民としての自覚や愛着に基づいた自主的、自発的な特色ある青少年健全育成運動への取組を促進している。

1 地域活動の支援の充実

(1) 青少年育成県民運動の推進

ア 青少年育成青森県民会議

青少年育成青森県民会議は、県民全ての願いである、青少年の心身ともに健やかな成長を実現するため、国や県の施策に呼応して、青少年育成関係機関・団体等の支援と協力を得ながら、青少年育成県民運動を推進している民間団体である。（事務局 青少年・男女共同参画課内）

(ア) 結成の経緯

昭和40年に、中央青少年問題協議会の青少年非行対策特別委員会で青少年の非行防止と健全育成を進めるために強力な国民運動の推進の必要性が政府に意見具申されるなど、青少年健全育成の一大国民運動の展開の必要性が叫ばれるようになり、昭和41年5月、国民運動の推進母体として青少年育成国民会議が結成された。

本県でも、それと時をほぼ同じくして、国や県の青少年に対する施策と呼応して健全育成のために県民総ぐるみで取り組むことを目的に、昭和41年11月28日、青少年育成青森県民会議が結成されたものである。（※青少年育成国民会議は平成21年に解散。）

(イ) 組織（令和3年12月末現在）

- ・会長1人、副会長8人、監事2人、委員16人
- ・青少年専門指導員1人
- ・会員（個人 277人、団体 75団体、40市町村）
- ・参与（環境生活部長、環境生活部次長）
- ・賛助会員（個人3人、団体69団体）
- ・事務局8人 事務局長（青少年・男女共同参画課長）
事務局次長（青少年・男女共同参画課 青少年グループマネージャー）
事務局員6人（うち1人は専任の県民会議主事）

(ウ) 令和3年度事業

重点目標1 健全な家庭づくり運動

① 「家庭の日」の普及・啓発

- 家庭のぬくもりを通じて絆を深める「家庭の日」の普及・啓発
 - ・情報啓発誌「若い芽」への掲載
 - ・ホームページでの広報
 - ・強調月間における啓発物品等の作成・配付

重点目標2 人と人とのつながり、命を大切にする心を育む環境づくり推進活動

- ① あいさつ運動の推進
 - 「人と人、心と心をつなげ合うあいさつ運動」の提唱
 - 地域における各種団体が実施する活動への協力
- ② 命を大切にする心を育む県民運動の推進
 - 家庭・学校・地域社会が一体となって命の大切さを訴え、次代を担う子どもたちの命を大切にする心を育む県民運動の広報・啓発
 - 県が行う関連事業への参加・協力
 - ・ 命を大切にする心を育む県民運動推進フォーラム
 - ・ 地域の見守りで輝く笑顔推進事業

重点目標3 青少年の自立と社会参加活動

- ① 青少年の自立と社会参加活動の促進
 - 「第43回青森県少年の主張大会」開催（動画審査）
 - ・ 期日…令和3年9月14日（火）
 - ・ 場所…青森県庁議会棟第一委員会
 - ・ 対象…中学生、青少年育成関係団体等の関係者、PTA関係者、青少年教育関係者等
 - ・ 収録…報告書「青い雲」
- ② 困難を抱える子ども・若者への支援推進
 - 県が行う子ども・若者育成支援事業への協力
 - 〔 子ども・若者総合案内の周知等 〕
 - 〔 県内3地域合同相談会の周知等 〕

重点目標4 青少年の非行防止とよい環境づくり運動

- ① よい環境づくり運動の推進
 - 情報啓発誌「若い芽」の作成・配布
 - ・ 内容…インターネットを安全に利用するための情報、地域活動の様子など
 - ・ 配布先…小学生（4～6年生）及びその保護者、育成関係者、企業など
- ② 非行・事故防止運動への協力
 - ・ 未成年者を酒類・たばこ・薬物等から守る運動への協力
 - ・ 少年非行防止サポートチーム「JUMP チーム」活動への協力
 - ・ 青少年の非行・被害防止全国強調月間等への参加協力
- ③ 良書の普及推進
 - ・ 青森県青少年健全育成条例に基づいて推奨された良書の普及を推進

重点目標5 県民運動推進体制の整備

- ① 総会、各種会議の開催
 - ・ 総会…令和3年6月8日（火）アピオあおもり
 - ・ 委員会…年2回開催（6月、2月）
- ② 地域活動促進事業……地域活動を推進するうえでの課題解決と県民運動の活性化及び一層の推進を目的に実施
 - ・ 地区企画委員会の地域活動支援
 - ・ 各地区企画委員会での青少年育成活動の促進
 - ・ 研修及び交流機会の提供
 - ・ 青少年育成青森県民会議PR用リーフレットの作成
- ③ 青少年育成市町村民会議等への協力
 - ・ 大会・総会等への出席
 - ・ 育成集会、研修会への講師・助言者の紹介
 - ・ 地域活動への協力
 - ・ 啓発資料の提供等

- ④ 他都道府県民会議との連携
- ⑤ 青少年育成推進指導員の研修
- ⑥ 表彰・・・青少年育成青森県民会議表彰要綱に基づくもの、県・国が実施する表彰への推薦
- ⑦ 広報・啓発活動
 - ・ 諸資料の作成
 - ・ 情報啓発誌「若い芽」(再掲)
 - ・ 少年の主張大会報告書「青い雲」(再掲)
 - ・ 子ども・若者育成支援強調月間用リーフレット
 - ・ ホームページの整備
- ⑧ 正会員、賛助会員の加入促進・・・あらゆる機会を捉え加入促進に努め、パンフレット、リーフレットや情報啓発誌等により広報を実施

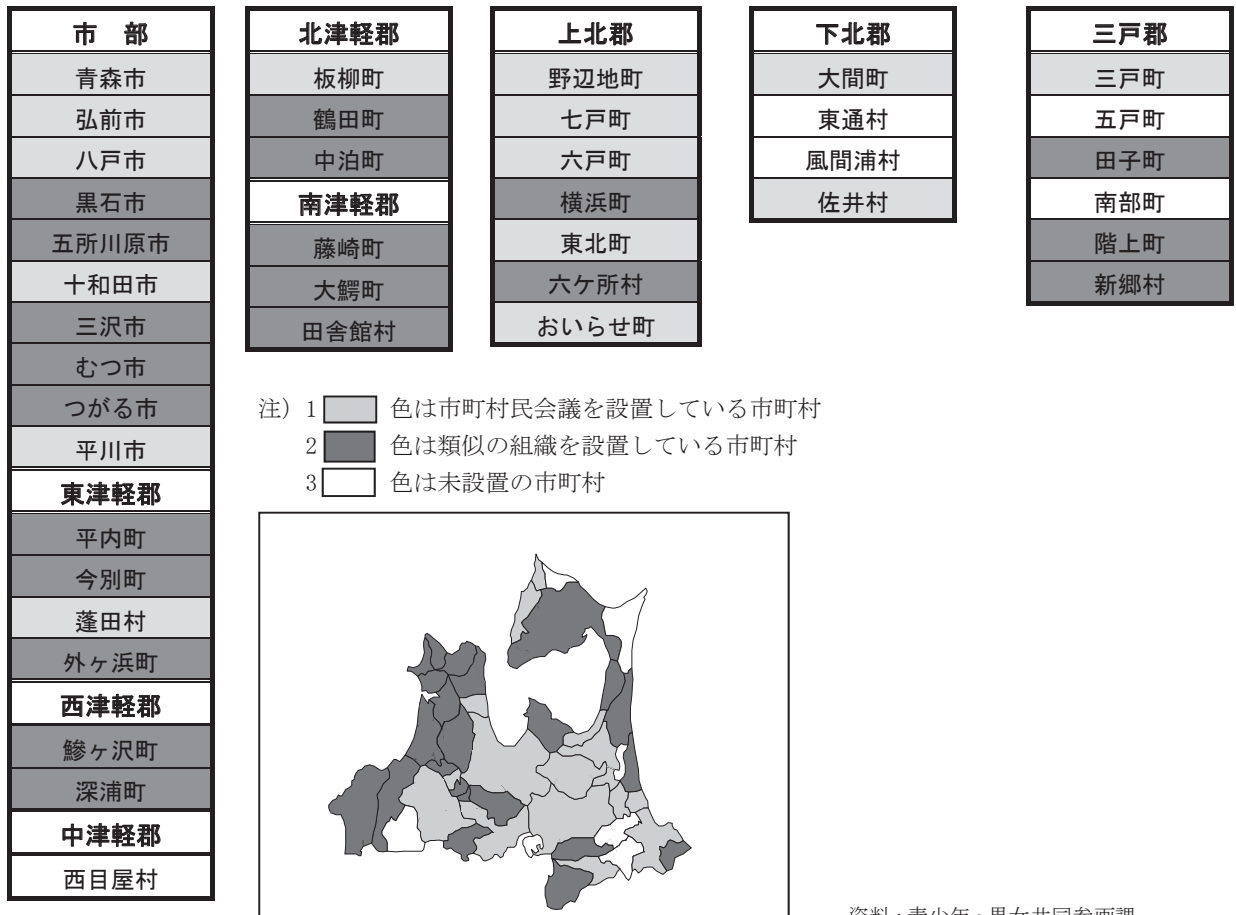
イ 青少年育成市町村民会議

青少年育成活動を地域社会に十分に浸透させ、より効果的に展開するため、地域住民が進んで参加できるような総合的組織として、全県的に市町村民会議を結成し、青少年育成青森県民会議等と連携しながら、健全育成運動を推進していくことが望まれる。

令和3年4月1日現在の市町村民会議設置状況は、第2-4-4図のとおりである。

第2-4-4図 市町村民会議設置状況

既設置 35 (市町村民会議 15 類似の組織 20)



資料：青少年・男女共同参画課

(2) 「家庭の日」の促進

ア 「家庭の日」の制定

人が生まれ、育てられる最も基礎的な生活の場である家庭は、子どもにとって安心して成長している場であり、夫婦・親子が愛情と信頼の絆で結ばれ、社会を形成する基礎的な単位である。

「家庭の日」は、県民がそれぞれの地域において、家庭単位で過ごす日として、ぬくもりある家庭づくりを促進し、青少年の健全育成に資することを目的に定められている。

青少年育成青森県民会議では、昭和41年の発足とともに「家庭の日運動」を青少年育成県民運動の重要な柱として推進してきた。

県においても、平成11年9月に「青森県家庭の日及びノー行事デイを定める要綱」を制定し、毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、家庭づくりについて、家庭内で考え、話し合い、楽しみ合い、協力し合う日としている。また、毎年5月を「家庭の日」普及強化月間とし、その第3日曜日は「ノー行事デイ」として、県及び公共団体等は原則として行事を開催しないこととしている。

イ 「家庭の日」の具体的なねらい

「家庭の日」を周知するにあたって、具体的には次のようなことを啓発している。

- ・ 家族みんなで話し合おう
家族全員が集まり楽しく話し合いを持つ、毎月の「家庭の日」の計画を立てる、など。
- ・ 家族みんなで楽しみ合おう
家族全員が集まったら楽しく過ごす、笑顔あふれる時間を共有する、など。
- ・ 家族みんなで協力し合おう
家族みんなで家事を分担してやってみる、など。

ウ 「家庭の日」普及啓発の取組状況

県では、「家庭の日」及びノー行事デイについて、市町村等に対する周知やホームページによる広報活動を行っている。

(3) 青少年のための施設の整備

ア 青森県総合社会教育センター

県では、社会教育の充実振興を図り、県民の生涯にわたる学習意欲の高揚及び学習活動の進展に資するために、平成元年7月1日、青森県総合社会教育センターを設置した。

センターでは、団体間の連携による活動を促進するため、団体連絡室を設けて青少年団体の利用に供したり、青少年教育にかかわる事業を展開したりしている。

(ア) 運営方針

a 人財育成

地域を支える人財や次代を担う青少年を育成するため、受講者の実践活動を含め専門的、実践的な研修を行う。

b 教育活動支援

家庭や地域の教育力の向上を図るため、地域づくりや家庭教育支援の人財育成に関する専門的、実践的な研修を行う。

c 市町村・団体支援

生涯学習、社会教育関係職員の資質向上及び社会参加活動を推進するため、生涯学習、社会教育に関する専門的な研修や社会参加活動支援機関の研修と情報交換を行う。

d 生涯学習活動支援

県民の学習活動や社会参加活動を支援するため、生涯学習、社会教育に関する情報提供、学習相談を行うとともに、今日的課題や生涯の各時期における課題に対応した学習講座を開設する。

e 施設提供

社会教育及び県民の学習活動のために研修施設・視聴覚機材を提供する。

(イ) 令和3年度の事業の実績

a 青森で生きる未来人財育成事業

高校生・大学生を地域で行われる活動に派遣して異年齢交流を図り、青少年の自己肯定感や主体性を高めることを目指す趣旨で行った。

【令和3年10月31日現在の実績】

- (a) ボランティアチームの養成等（STEP1として、基礎的なスキルを学ぶ講座をオンラインで実施した。）

	開催日	受講者数	内容
第1回	3.6.12(土)	44人	【講義】「ナナメの関係による異年齢交流」 講師 NPO 法人日本人財発掘育成協会 理事長 坂本 徹 氏
第2回	3.7.11(日)	27人	【講義】「『コミュニケーション』について学ぶ」 講師 青森教育カウンセラー協会 理事 尾崎 洋子 氏
第3回	3.8.22(日)	28人	【演習】「実践！レクリエーション」 講師 青森県レクリエーション協会 顧問 塩谷 彰宏 氏

- (b) 異年齢交流の実施 今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から実施せず。

b 大学生とカタル！キャリア形成サポート事業

中学生及び高校生が自らの夢に向かって主体的に行動できるように、コミュニケーション、コーチング等の研修を修了した大学生からの働きかけにより、中・高校生のやる気や意欲を引き出し、チャレンジする心を育むためのワークショップを計画的に実施している。

【令和3年10月31日現在の実績】

- (a) 会議等の開催
- ・ 大学生会議（令和3年5月2日（日）、7月11日（日））
- (b) 大学生対象研修会の開催
- ・ 基本研修（計3回）延べ受講者数：155人
 - ・ ワークショップ演習（計3回）延べ受講者数：129人
 - ・ 合同リハーサル（計8回）延べ参加者数：491人
 - ・ 応用研修（計2回）受講者数：4人
 - ・ 中学校対応研修（計6回）延べ参加者数：30人
- (c) ワークショップ「キャリサポ」の実施
- ・ 実施高等学校数 1校（全13校予定）
 - ・ 延べ参加高校生数 38人
 - ・ 延べ参加大学生数 25人

c 高校生スキルアッププログラム推進事業

学校外学修への積極的な取組とレポート作成によって、高校生の知識や経験の幅を拓けるとともに、社会の変化に柔軟に対応し、たくましく生きるための様々なスキルの向上を図ることを目的に事業を実施している。

【令和3年10月31日現在の実績】

- (a) 研修会

開催日	会場	参加者	主な内容
3.7.14(月)	青森県総合社会教育センター	高校生スキルアッププログラム担当教員、進路指導担当教員	【講義】「進化するキャリア教育からつながる進路実現と地方の未来」 講師 産業能率大学経営学部教授 株式会社Prima Pinguino 代表取締役 藤岡 慎二 氏

(b) 参加学校数等

地区	参加学校数	参加生徒数	認定証交付者数	奨励証交付者数
東青	7校	520人	16人	17人
西北	2校	6人	0人	2人
中南	2校	59人	0人	0人
上北	1校	14人	2人	0人
下北	1校	586人	0人	0人
三八	5校	1,479人	1人	25人
合計	18校	2,664人	19人	44人

d あおもり県民カレッジ運營業務

県民の学習ニーズが多様化・高度化する中、興味・関心の高いテーマについて体系的・継続的に学習し、その学習成果が社会から適切に評価され、学習成果を生かして社会参加できることを目的として、県民の生涯学習を総合的に支援している。（指定管理者による実施）

【令和3年10月31日現在の実績】

- (a) 県民カレッジ学生総数 累積 26,408人
 - ・教養学習コース 累積 21,965人
 - ・子どもカレッジコース 累積 4,443人
- (b) 県民カレッジ卒業・認定者数 累積 8,672人
- (c) 連携機関数 累積 740機関

e 地域学校協働活動推進員等研修

地域学校協働活動の推進に向けて、地域と学校が協働する仕組みづくりに関わる市町村教育委員会担当者や地域学校協働活動推進員等の資質向上を図っている。

地区	開催日	会場	参加人数	主な内容
東青	3. 6. 3(木)	青森県総合社会教育センター (オンライン参加も可)	41人	【講義・演習】 「地域と学校の連携・協働の推進について」 講師 特定非営利活動法人 まちと学校のみらい 代表理事 竹原 和泉 氏

f 家庭教育支援動画制作普及事業

子育て情報を動画により発信することで、不安や悩みに対する解決の糸口とし、家庭教育の充実を図っている。

【令和3年10月31日現在の実績】

(令和3年度制作：5分動画6本 ※過年度制作を含めると全54本)

- ・「ねえ～ママ」「なあ～に？」～交流の大切さ～
- ・ユニバーサルデザイン（UD）～わかるはできる！～
- ・アンガーマネジメント～怒りのコントロールと伝え方～
- ・食卓の雰囲気プロデュースしよう～孤食への工夫とコミュニケーション～
- ・思春期のかかわり方～叱ること、マイナスな表現は逆効果？～
- ・子どものSOSのサインに気づく親になろう～頼ること・頼られることの大切さ～

g 家庭教育相談事業

子育て中の不安や悩みを軽減することを目的として、乳幼児から高校生の保護者や家族を対象に、電話・メール等による寄り添い型の家庭教育相談を実施している。

【令和3年10月31日現在の実績】

- (a) 電話相談 週3回 月・水・木曜日(祝日・年末年始を除く。)
- (b) メール相談(24時間受付)、面談(予約制)
相談件数：計45件

h あおもり家庭教育力向上事業

地域における家庭教育支援体制を整備するため、家庭教育支援者としての理論学習や心構えを学ぶ講座を開催するとともに、そこで養成した人材を「あおもり親楽プログラム」を使う研修会等に派遣する。

(a) あおもり家庭教育アドバイザー養成講座

- ・開催地区：県内2地区(東青地区…青森市／三八地区…八戸市)
- ・参加対象：家庭教育支援者をを目指す人及び活動中の人、家庭教育支援に関心のある人、市町村の家庭教育担当者等
- ・申込者数：東青地区…13人 三八地区…12人

○講座内容

回	開催地区	開催日	参加人数	主な内容
第1回	東青	3. 6.10(木)	9人	【開講式】 【オリエンテーション】 【講義】 「社会情勢と家庭教育支援者の役割・心構え」 特定非営利活動法人 はちのへ未来ネット 代表理事 平間 恵美 氏
	三八	3. 6.24(木)	9人	
第2回	東青	3. 7. 7(水)	12人	【講義】 「子どもをもつ親の気持ち」 青森県八戸児童相談所 こども相談第二課 課長 山田 憲子 氏 【演習】 「あおもり親楽プログラムⅠ」 進行 県総合社会教育センター職員
	三八	3. 7.14(水)	9人	
第3回	東青	3. 8.27(金)	12人	【講義・演習】 「家庭教育支援チーム・子育て支援団体等参観」 特定非営利活動法人 子育て応援隊ココネットあおもり 代表理事 沼田 久美 氏
第3回	三八	3. 8.24(火) 中止		【講義・演習】 「家庭教育支援チーム・子育て支援団体等参観」 特定非営利活動法人 はちのへ未来ネット 代表理事 平間 恵美 氏
第4回	東青	3. 9.16(木)	12人	【講義】 「子どもの気持ちを理解するために」 青森明の星短期大学 子ども福祉未来学科 准教授 高橋 多恵子 氏 【演習】 「あおもり親楽プログラムⅡ」 進行 県総合社会教育センター職員
	下北	3. 9. 2(木)	7人	
第5回	東青	3.10.24(日)	7人	【講義】 「今、親が悩むこと～食育～」 青森中央短期大学 食物栄養学科 准教授 森山 洋美 氏 【演習】 「あおもり親楽プログラムⅢ」 進行 県総合社会教育センター職員
	三八	3.10.10(日)	9人	
第6回	東青	3.11.10(水)	8人	【演習】 「あおもり親楽プログラムⅣ」 進行 県総合社会教育センター職員
	三八	3.11. 2(火)	6人	

(b) あおもり家庭教育アドバイザースキルアップ講座

【講義】「味覚を育む食育活動の展開」

柴田学園大学 生活創生学部健康栄養学科 准教授 今村 麻里子 氏

- ・開催方法 web 会議システムを使用したオンライン講座
- ・参加対象 あおもり家庭教育アドバイザー
- ・受講者数 12 人

(c) あおもり家庭教育アドバイザー派遣

【令和3年10月31日現在の実績】

- ・実施件数：計1件
- ・受講者数：計12人

「あおもり家庭教育アドバイザースキルアップ講座」

イ 青少年教育施設

青少年教育施設は、青少年に集団による宿泊体験や野外活動等を経験させる機会を提供する施設であり、県立の施設としては、梵珠少年自然の家（昭和46年開設、五所川原市）、種差少年自然の家（昭和51年開設、八戸市）がある。この他に、公立の施設として、公立小川原湖青年の家（東北町）、むつ市下北自然の家がある。

これらの施設では、施設が自ら企画・実施する主催事業及び学校・各種青少年団体等の計画に基づいて実施する受入事業が行われており、自然環境を生かした自然体験活動やレクリエーションのほか、各種研修が行われている。

また、県立少年自然の家では、県内各地で身近な自然を利用した自然体験活動が促進されるように、平成19年度から学校や青少年団体等への出前講座を実施している。

近年、子どもたちの「生きる力」を育むため、自然体験・生活体験が重視される中であって、青少年教育施設の役割はますます大きくなっている。

第2-4-5表 少年自然の家、青年の家施設状況

名 称	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	収容人員 (人)	野 外 施 設
県立梵珠少年自然の家	6,514	2,187	160	野営場、営火場、梵珠山登山コース、各種活動プログラムコース
県立種差少年自然の家	65,977	3,488	200	野営場、営火場、自然観察コース
むつ市下北自然の家	122,432	3,633	193	野営場、営火場、野外炊事場、野外食卓、登山・ハイキングコース、スキーコース、トレッキングコース、冒険の森アスレチック
公立小川原湖青年の家	70,444	4,396	200	野営場、営火場、多目的グラウンド、ウォークラリー、サイクリングロード

資料：生涯学習課

第2-4-6表 少年自然の家、青年の家年間延利用者数

(単位：人)

区分	年度	H28	H29	H30	R1	R2
県立梵珠少年自然の家		16,515	16,465	16,786	14,611	8,549
県立種差少年自然の家		37,931	40,950	38,063	37,160	19,630
むつ市下北自然の家		9,332	9,132	10,507	8,804	3,530
公立小川原湖青年の家		19,552	18,901	18,467	16,245	5,144

資料：生涯学習課

ウ 公民館

公民館は、地域における青少年の自主グループの育成や学習・レクリエーションの機会と場を提供するなど青少年の地域活動の拠点となっている。このため、県は地域住民と一体となった公民館活動の推進や、その指導体制の充実について指導助言に努めている。

本県の公民館は、令和3年4月1日現在、県内38市町村に設置されており、その総数は274館である。これを本館、分館別にみると、本館161館（中央館39館、地区館122館）、分館113館となっている。

青少年の多様な学習要求への対応や、余暇の健全な活用に資する新たなプログラムの開発、各施設間の連携・協力、学習情報の提供などが積極的に行われることが望まれる。

エ 図書館

図書館は、青少年が自ら進んで学習するための資料や情報を収集・保存し、提供する役割を持っている。

県立図書館を含めた県内の公立図書館は、令和3年4月1日現在で、独立館が24館、分館が9館、分室が1室設置され、その他、市町村公民館図書室及び教育委員会図書コーナーが23か所設置されている。

これらの施設では、青少年の健全育成を図る上からも、青少年に関する資料の充実やおはなし会の開催、学校への配本など様々な取組みが行われている。

また、県立図書館と市町村立図書館等をオンラインで結ぶ「青森県図書館情報ネットワークシステム」による相互貸借等のサービスも活用されている。

第2-4-7表 県内の図書館（令和3年4月1日現在）

区分	施設名			
独立館(24)	青森県立図書館	三沢市立図書館	板柳町民図書館	東北町立図書館
	青森市民図書館	むつ市立図書館	中泊町図書館	六ヶ所村民図書館
	弘前市立弘前図書館	つがる市立図書館	野辺地町立図書館	おいらせ町立図書館
	八戸市立図書館	平川市平賀図書館	七戸中央図書館	三戸町立図書館
	五所川原市立図書館	平内町立図書館	六戸町立図書館	五戸町図書館
	十和田市民図書館	藤崎町図書館大夢	横浜町民図書館	田子町立図書館
分館(9)	弘前市立岩木図書館	伊藤忠吉記念図書館	むつ市立図書館川内分館	
	八戸市立南郷図書館	五所川原市立図書館市浦分館	むつ市立図書館大畑分館	
	八戸市図書情報センター	平川市尾上図書館	むつ市立図書館脇野沢分館	
分室(1)	東北町立図書館乙供分室			
公民館等(23)	スポカルイン黒石図書コーナー	「太宰の宿」ふかうら文学館	東通村教育委員会	南部町立福地公民館
	黒石ほるぷ子ども館	深浦町岩崎社会文化会館	大間町立公民館	階上町道仏公民館
	町民ふれあい文庫	西目屋村中央公民館	北通り総合文化センター「ウイング」	ハートフルプラザ・はしかみ
	蓬田村ふるさと総合センター	大鰯町中央公民館	風間浦村中央公民館	石鉢ふれあい交流館
	外ヶ浜町中央公民館	田舎館村中央公民館	佐井村中央公民館	新郷村教育委員会
	日本海拠点館あじがさわ	鶴田町公民館	南部町立名川中学校図書室1階	

資料：生涯学習課

オ 勤労青少年ホーム

平成31年4月1日現在、県内に10か所の勤労青少年ホームが設置され、青少年が参加するレクリエーション、クラブ活動、その他余暇活動を行うための施設として利用されている。

第2-4-8表 勤労青少年ホーム所在地

(令和3年4月1日現在)

名 称	所 在 地	T E L
八戸市勤労青少年ホーム	八戸市沼館2丁目13の20	(0178)22-8612
青森市	青森市松原1丁目6の3	(017)735-1649
弘前市	弘前市大字五十石町7	(0172)34-4361
むつ市	むつ市大湊上町3の12	(0175)24-2410
三沢市	三沢市幸町1丁目7の5	(0176)53-5714
三戸町	三戸郡三戸町大字川守田字関根4の1	(0179)22-0173
大間町	下北郡大間町大字大間字大間平41の7	(0175)37-4346
野辺地町	上北郡野辺地町字中道20の1	(0175)64-9657
平内町	東津軽郡平内町大字小湊字小湊79の3	(017)755-3945

資料：労政・能力開発課

カ 児童厚生施設

児童厚生施設は、広く一般児童のため健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするためのものであり、児童憲章にいう「児童はよい環境の中で育てられる」という精神を具現化したものである。

(ア) 小型児童館・児童センター

小型児童館は、小地域を対象として児童の集団的及び個別的指導を行うとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図るなど、児童健全育成に関する総合的な機能を果たす拠点として設置されているものであり、令和3年4月1日現在56館（休止中を含む。）となっている。

また、児童の体力低下、運動ざらい等が問題となっていることから、従来の小型児童館に体力増進機能を加えた児童センターの整備を図ってきており、令和3年4月1日現在29館となっている。

第2-4-9表 市郡別児童館・児童センター設置状況（令和3年4月1日現在）

市 部		郡 部	
区分	設置数（か所）	区分	設置数（か所）
青森市	17 (1)	東津軽郡	1
弘前市	23 (9)	西津軽郡	0
八戸市	15 (9)	中津軽郡	0
黒石市	6 (2)	南津軽郡	2
五所川原市	0	北津軽郡	0
十和田市	0	下北郡	0
三沢市	9 (4)	上北郡	6 (4)
むつ市	0	三戸郡	3
つがる市	1		
平川市	2		
計	73 (25)	計	12 (4)
県 計			85 (29)

(注) () 内は、児童センターの再掲

資料：こどもみらい課

2 男女がともに子どもを育てる環境づくりの推進

男女がともに子どもを育てる環境づくりの推進においては、女性も男性も互いにその人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会に対する理解を深めるとともに、男女が子育てに参画できる環境づくりが重要である。

「第4次あおもり男女共同参画プラン21（計画期間平成29～令和3年度）」（県の男女共同参画推進

に関する基本計画)では、「教育、メディアを通じた理解の促進」と「仕事の生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」等を重点目標に掲げて、学校教育等における男女共同参画に関する理解促進、男性の家事・育児参画促進等に取り組んでいる。

(1) **高校生等を対象とした啓発パンフレットの作成・配布(平成19年度～)**

男女共同参画やデートDV等に関する啓発パンフレットを作成し、県内の高校生等に配布している。

(2) **男性の家事・育児参画の促進(平成29年度～)**

男性の家事・育児への参画促進のための講座、夫婦の対等なパートナーシップの形成促進のための普及啓発、部下のワーク・ライフ・バランスを応援し、組織の業績も高める「イクボス」の取組促進等を行っている。

(3) **ハートフルセミナーの開催(平成20年度～)**

女性の人権軽視が背景にあるとされるDV(ドメスティック・バイオレンス)の被害者にも加害者にもならない良好なコミュニケーションのあり方について学んでもらうため、県内中学校でセミナーを開催している。

第3節 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化の推進

1 社会環境浄化対策の推進

(1) **青少年健全育成条例制定の趣旨及び経緯**

青森県青少年健全育成条例(以下この節において「条例」という。)は、明日の青森県を担う青少年の健全育成を図ることを目的に、昭和54年12月24日に公布(昭和55年4月1日施行)された。本条例の趣旨は、県民総ぐるみの運動を基調とした青少年の健全育成の推進と関係業界の良識ある判断と自粛によって、その目的を達成しようとするものであり、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応した改正(計10回)を重ねながら現在に至っている。

(2) **青少年健全育成審議会**

ア 設置

昭和55年4月19日、青森県附属機関に関する条例に基づき、青森県青少年健全育成審議会を、知事の附属機関として設置した。

平成18年4月19日、青少年問題協議会(委員24人)と青少年健全育成審議会(委員20人)を統合し、新たに青森県青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)を設置した。また、青森県青少年健全育成条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、図書类等部会を置いて審議会を運営することとした。

平成26年8月1日、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項を調査審議するため、新たにいじめ調査部会を設置した。

審議会では、青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議し、図書类等部会では、有害図書類の指定、条例第25条の規定に基づく優良書籍等の推奨、条例第26条の規定に基づく青少年育成関係者等の表彰について、知事の諮問を受け、調査審議及び答申を行っている。また、いじめ調査部会では、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項について必要に応じて調査審議している。

イ 組織構成

審議会の委員は、学識経験者、関係業界、青少年育成団体の関係者等24人(任期2年)で構成されており、その状況は第2-4-10表のとおりである。

第2-4-10表 青少年健全育成審議会委員構成表

(令和3年9月現在)

委員数	学識経験者	関係業界	青年団体	学校関係	青少年育成者	公募
24人	6人	3人	3人	4人	6人	2人

資料：青少年・男女共同参画課

(3) 有害図書類の指定状況

条例第12条の規定に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類を審議会の答申を受けて有害指定しており、その状況は第2-4-11表のとおりである。

第2-4-11表 有害図書類の指定状況

区分 \ 年度	H28	29	30	R1	2
総数(冊)	24	20	19	12	16
月刊誌	3	8	12	3	8
単行本	—	—	—	1	—
コミック誌	21	12	7	8	8
DVD	—	—	—	—	—

資料：青少年・男女共同参画課

(4) 優良書籍、映画及び団体の行う活動の推奨状況

条例第25条の規定に基づき、青少年の健全な育成に特に有益であると認められる書籍、映画及び団体の行う活動を審議会の答申を受けて推奨しており、その状況は第2-4-12表のとおりである。

第2-4-12表 優良書籍、映画及び団体の推奨

区分 \ 年度	H28	29	30	R1	2
優良書籍(冊)	4	1	1	2	2
優良映画(本)	—	—	—	—	1
優良団体	—	—	—	—	1

資料：青少年・男女共同参画課

(5) 条例に基づく表彰状況

条例第26条の規定に基づき、青少年の健全な育成のために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの又は青少年、青少年団体でその活動等が他の模範となると認められるものに対して知事表彰を行っており、その状況は第2-4-13表のとおりである。

第2-4-13表 条例に基づく表彰状況

区分 \ 年度	H28	29	30	R1	2
個人	9	9	6	10	12
団体	0	0	0	0	1

資料：青少年・男女共同参画課

(6) 立入調査員の配置及び調査実施状況

条例の遵守状況について調査と指導を行うために、立入調査員を8人（青少年・男女共同参画課）配置し、県内において立入調査を実施している。

また、県では毎年、立入調査員などによる社会環境浄化一斉調査を行っており、令和3年3月末現在の対象店舗等は、有害図書類等収納自動販売機56、有害図書類取扱書籍販売店59、有害図書類等取扱スーパーマーケット・コンビニエンスストア・一般雑貨店等384、有害DVD取扱店等70、有害コンピュータソフト販売店36、個室カラオケ営業店41となっている。

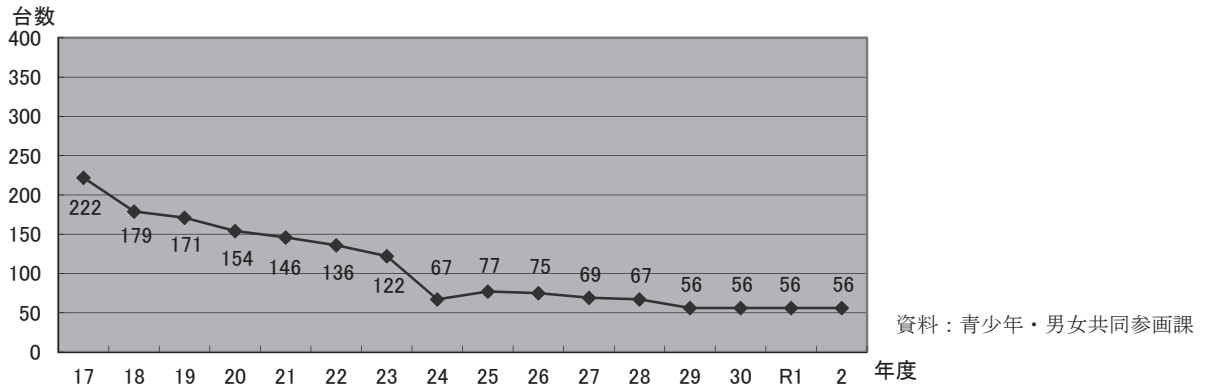
(7) 有害図書類等収納自動販売機の設置状況

本県における有害図書類等収納自動販売機の設置台数は、昭和56年11月以降、年々減少の傾向にあったが、平成6年から増加傾向を示したことから、平成8年の条例改正により、自動販売機等による販売等の状況を把握し、条例の効果的な施行と行政指導が行えるよう、業者に自動販売機等による販売の届出を義務付けている。

平成16年度以降から減少に転じているが、今後も設置業者などに対する条例の遵守に関する行政指導を行っていく。

本県における平成17年以降の有害図書類等収納自動販売機の設置台数の推移は、第2-4-14図のとおりである。

第2-4-14図 有害図書類等収納自動販売機設置台数の推移



(8) インターネット等をめぐる問題対策の推進

ア 青森県青少年健全育成条例に基づくインターネット利用環境の整備

インターネット上の有害情報から青少年を保護することを目的に、条例を平成18年10月に改正(規定の新設)し、平成19年4月1日から施行した。

保護者や事業者等は、青少年がトラブルに遭わないよう、フィルタリングソフトの活用や情報提供などに努めなければならないこととされている。

※条例第21条の2の内容

- 保護者や学校の関係者等の青少年の育成に携わる者は、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければならない。
- インターネットカフェや公共施設等でインターネットを入場者に利用させる者は、フィルタリングソフトの活用等の適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければならない。
- インターネットに接続する端末設備(パソコン等)の販売業者やプロバイダ等のインターネット事業者は、フィルタリングソフトの活用等に係る情報提供により、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければならない。

イ 合同サポートチーム(STEPS)の活動

県教育委員会及び県警察本部は、少年非行等に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフによる合同サポートチーム(STEPS)を結成し、学校や団体の要望に応じた人数を派遣し、少年非行防止、犯罪被害防止などの取組を支援している。

令和2年度中、スマートフォン等を利用したインターネット関連の犯罪被害防止を目的とした派遣が35件あり、その派遣では県内の児童生徒や教職員、保護者に対して県内の現状を説明するとともに、加害者、被害者にならないために心掛けるべき点やトラブルに巻き込まれた際における対応法などについて、分かりやすく講話を行っている。

ウ インターネットに関する情報の監視

県教育委員会では、携帯端末が関係するいじめや生徒指導上の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、ネット通報窓口専用サイトを開設するとともに、平成22年度からインターネット上の児童生徒が関係する情報の監視を実施している。インターネットの監視については、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の普及に対応し、平成26年度からソーシャルメディア等監視員を配置し、児童生徒に関係する不適切な情報があった場合は、速やかに学校及び関係機関と連携を図り情報の削除や学校への支援に努めている。

また、県警察本部では、少年警察ボランティアの中から2人を「サイバーボランティア」として

指定、県内の大学生を「サイバー防犯ボランティア」として委嘱し、サイバーパトロールや小学校、中学校、高等学校におけるネット犯罪被害防止講話等を実施している。

エ 青少年のネットセーフティ向上推進の取組

インターネットを通じた犯罪やいじめなど様々な問題を、保護者が自分のこととして捉え、フィルタリングの設定や家庭でのルール作りを促すとともに、青少年自身がネットモラルを身につけ、安全に安心してインターネットを利用できるよう、県と県警察本部が連携し、「インターネットでキズつけない！キズつかない！」を統一キャッチフレーズとした普及啓発活動を実施している。

また、県教育委員会においては、SNS等を介したいじめや犯罪被害を未然に防止するため、青少年の安全・安心なネット利用環境づくりを推進する啓発活動を実施した。

【青少年・男女共同参画課】

青少年及びその保護者を対象として、SNS広告配信による注意喚起と、SNS広告から詳細情報につながる「ランディングページ」で青少年のネットセーフティに関する情報発信を行っている。

また、インターネット利用の低年齢化に対応して、未就学児の保護者を対象とした啓発活動や携帯電話等販売事業者への協力要請のほか、行政、民間事業者、関係団体等によるワーキンググループを設置し、今後の取組等について検討をしている。

- (ア) SNS広告配信・ランディングページでの情報発信
- (イ) 啓発ポスター（700部）及びリーフレット（50,000部）の作成
- (ウ) 携帯電話等販売事業者に対する協力要請
- (エ) ワーキンググループの設置

【少年女性安全課】

児童参加型の「安全・安心なネット利用勉強会」を県内3地区で開催した。

(ア) 安全・安心なネット利用勉強会

少年非行防止リトルJUMPチーム員（小学5・6年生）及び少年警察ボランティア等を対象に、SNSを介したトラブルについての演習などを通して、ネットモラル及びネットリテラシー向上の重要性を学ぶ参加型研修を実施した。

- a 令和3年7月23日（金）下北文化センター（むつ市）出席7人
- b 令和3年7月29日（木）青森市教育研修センター（青森市）出席43人
- c 令和3年8月11日（水）五所川原市中央公民館（五所川原市）出席21人

【学校教育課】

いじめの防止を主目的とした児童生徒及び保護者向けの指導啓発用リーフレットを作成し、授業や家庭等での活用に向けた学校・PTA団体等への講演会等の啓発活動を実施した。

(ア) 指導啓発用リーフレット配付

県内の小・中学校、高等学校及び特別支援学校の新入生に配付した。

(イ) 情報モラル教室の実施

学校・PTA団体等の要請に応じて、指導啓発用リーフレットの内容を踏まえた情報モラル教育に関する講演を実施した。

2 子ども・若者の被害防止・保護活動の推進

(1) 子どもへの虐待防止対策

県では、子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育、発達を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすことから、早期に発見できるネットワークの構築を図るとともに、気軽に相談できる体制をつくり、虐待の防止を図るため、広報・啓発や関係する職員への研修など各種事業を実施している。

(2) 子供・女性110番の家(車)設置

「子供・女性110番の家(車)」とは、子供や女性何らかの犯罪に遭った又は遭いそうになって助けを求めてきたときに、その子供や女性を安全に保護し、警察や学校等に連絡するなどして、子供や女性の安全を守っていくボランティア活動である。

各地域では、一般家庭や商店、事業所等の協力を得て、「子供・女性110番の家(車)」の設置促進を図り、子供と女性の安全対策を強化している。

第2-4-15表 子供・女性110番の家(車)設置状況 (令和3年3月末現在)

区分	設置状況
子供・女性110番の家(戸)	12,621
子供・女性110番の車(台)	5,700

資料:警察本部少年女性安全課

(3) 薬物乱用防止対策の推進

インターネットや携帯電話の普及等により、県内においても青少年への薬物汚染の広がりが懸念されており、青少年の薬物情勢は依然として予断を許さない状況にある。

県及び県教育委員会では、青少年による薬物乱用を防止するために、次のような薬物乱用防止対策に取り組んでいる。

ア 青森県薬物乱用対策推進本部

当本部は、県内の関係行政機関(矯正、警察、行政機関等)及び関係団体(医業、薬業団体等)の長などで構成されており、当本部にて策定している青森県薬物乱用防止対策実施要綱に基づき、これらの関係機関・団体が連携しながら、県内における対策を総合的かつ効果的に推進している。

県としては、この要綱に基づき、地域における啓発、広報媒体・運動による啓発等を行っている。

イ 青森県薬物乱用防止指導員

覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止を目的として、地域に密着した啓発活動の強力な推進及び講演等での指導・相談活動を行うため、薬剤師、保護司、民生委員など約302人を青森県薬物乱用防止指導員として委嘱している。

また、各保健所単位で指導員地区協議会が設置されており、協議会毎に「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や麻薬覚醒剤乱用防止運動期間中に街頭キャンペーンの実施、各種会合における啓発など各指導員の職能等を活かした活動を展開している。

ウ 不正大麻・けし撲滅運動

近年、大麻による検挙者数は、全国的に増加傾向にあり、特に若年層での増加が目立っている。

県では、自生している大麻による乱用を防止するため、自生大麻の除去作業を実施している。

併せて、あへんの原料となる植えてはいけないけしが栽培されていないか、保健所あへん監視員により、管内の巡回が実施され、栽培が確認された場合は警告書を交付し除去させている。

また、悪質事例に対しては、麻薬取締員による取締りを実施している。

第2-4-16表 不正大麻・けし除去状況

(単位:本)

区分 \ 年度	H26	27	28	29	30	R1	2
大麻除去本数	77,357	373,622	117,122	106,523	43,041	60,450	50,173
けし除去本数	8,460	18,930	8,319	5,079	3,487	4,297	9,401

資料:医療薬務課

エ 薬物乱用防止教室の開催

県教育委員会では、心身の健全な発達や健康の保持増進の観点から、児童生徒の発達の段階に応じ、健康を害する行為をしないという態度等を身につけることが重要であることから、各学校に対して、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を踏まえ、薬物乱用による心身の影響、依存症、社会への影響などについて理解するとともに、適切な意思決定と行動選択ができる資質や能力を育成するため、全ての中・高等学校において薬物乱用防止教室を開催するよう指導している。

また、若年層の大麻や覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用が大きな問題となっていることから、教職員等への薬物に対する正しい知識の普及啓発や指導力の向上を図るため、健康教育指導者研修会の中で薬物乱用防止に関する内容を扱うなど、薬物乱用防止教育の充実を図っている。

(4) 性教育に関する施策（教育庁）

県教育委員会では、性に関する科学的知識と人間関係の築き方などを包括して「性に関する教育」としてとらえ、指導力の向上を図るために教職員・地域保健関係者等を対象とした「性に関するセミナー」や「性に関する教育指導者研修会」を開催している。また、高校生の性（エイズ）に関する教育のさらなる充実を図るため、平成4年度から、県内6地区別各1校の県立高等学校に学校医として産婦人科医を配置し、生徒・教職員及び保護者に対し性に関する指導や、悩みについて指導助言、講演会等を実施している。

(5) 性犯罪・性暴力被害者支援

性暴力は怪我等の他の暴力に比べて外見では気付きにくく、羞恥心などから被害者自身が告白しにくい犯罪である。特に、被害者が子どもの場合は、本人が性暴力と認識できないことも考えられ、また、身近な大人でさえ気づくことができずに、被害が水面下で深刻化、長期化することもある。

そのため、県では、成人とは異なる対応が必要と考えられる子どもへの支援が重要と考え、性暴力被害が潜在化しやすい若年層向けの相談先案内カード、通称「りんごっこカード」及び保護者向けチラシを作成し、毎年小学4年生及びその保護者に対し配布している。

